



# 山形県公報

平成19年9月3日(月)

号 外(48)

## 目 次

### 告 示

保安林内の皆伐面積の限度.....(森 林 課)... 1

## 告 示

### 山形県告示第840号

平成19年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成19年9月3日

山形県知事 齋 藤 弘

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林		皆伐面積の限度
		ヘクタール
日向川	水源かん養保安林	313.75
相沢川	同	103.56
田川地区	同	468.39
五十川～鼠ヶ関川	同	87.11
鮭川	同	589.70
小国川	同	332.66
銅山川～角川	同	378.99
北村山地区	同	482.61
寒河江川	同	214.52
月布川～朝日川	同	103.82
山形地区	同	249.97
白川	同	405.42
荒川	同	408.02
置賜地区	同	496.53
前川	同	25.06
日向川	土砂流出防備保安林	11.76
相沢川	同	15.26
田川地区	同	340.24
五十川～鼠ヶ関川	同	142.75
鮭川	同	36.41
小国川	同	38.33
銅山川～角川	同	31.50
北村山地区	同	431.45
寒河江川	同	57.86
月布川～朝日川	同	25.26

